

死亡届提出後の主な手続きのご案内

亡くなられた方についてのご確認・対象等		該当	届出・手続きの種類等	手続き場所（本庁または各支所）		窓口を持参するもの
				本庁（1階）	支所	
住民関係	世帯主で、残った世帯員が2人以上いる		世帯主変更届 （死亡日から14日以内）	市民課 （③番窓口） ☎（0848） 67-6051		
	国民健康保険に加入している		国民健康保険の喪失届 葬祭費の請求			
保険	後期高齢者医療に加入している		被保険者証の返還 葬祭費の請求			
	65歳以上の方または介護認定を受けている		介護保険の資格喪失届			
介護保険	国民年金に加入している 障害基礎年金を受給している		被保険者・受給者の死亡届	三原年金事務所 で手続きが必要です。 お電話でご予約ください。 ☎（0848）63-4111 ①→②		
	厚生年金を受給している 遺族年金を受給している					
年金	敬老優待乗車証または乗船券を持っている		敬老優待乗車証等の返還	高齢者福祉課 （⑧番窓口） ☎（0848） 67-6055		
	障害者優待乗車証または乗船券を持っている		優待乗車証等の返還			
乗車証	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳を持っている		身体障害者手帳の返還 療育手帳の返還	障害者福祉課 （⑨番窓口） ☎（0848） 67-6060	本郷支所 ☎（0848） 86-1111	裏面を ご覧ください。
	重度障害者医療費を受給している		受給者証の返還			
福祉医療	被爆者健康手帳を持っている		被爆者健康手帳の返還 被爆者葬祭料支給申請	社会福祉課 （⑩番窓口） ☎（0848） 67-6058	久井支所 ☎（0847） 32-7111	
	次の手当を受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当		受給者の死亡届		大和支所 ☎（0847） 33-0222	
子ども	ひとり親家庭等医療費を受給している 乳幼児医療費を受給している		受給者証の返還	子育て支援課 （本庁2階） ☎（0848） 67-6045		
	児童手当等を受給している（または子）		喪失届などの手続き			
税金等	市県民税が課税されている 軽自動車税が課税されている ・死亡届提出後の市県民税、保険税（料） と軽自動車税の手続きについて ・口座振替の手続きについて		相続人代表者届 届出書（市県民税・軽自 動車税）	本庁（2階） 市民税課 （④番窓口） ☎（0848） 67-6031		
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料のいずれかが賦課されている方 で、通知書類の送付先を指定したいとき		国民健康保険・介護保険・ 後期高齢者医療 別途送付先 住所申出書			
	固定資産税が課税されている 市内に土地・家屋を所有している		固定資産現所有者（相続人） 申告書	本庁（2階） 資産税課 （⑤番窓口） ☎（0848） 67-6032		
農地	耕作権の相続が発生し引き続き相続人が 耕作する場合 〈農地の相続等の届出のお願い〉		農地法第3条の3第1項の規 定による届出 届出書	本庁（3階） 農業委員会 事務局 ☎（0848） 67-6144		固定資産税課税 明細や名寄帳な ど相続した農地 の地番がわかる もの。
その他	交通事故により保護者を亡くされた 義務教育終了前の方 交通遺児激励金制度		交通遺児激励金支給申請	子育て支援課 （本庁2階） ☎（0848） 67-6045	—	子育て支援課ま でお問い合わせ ください。
	相続登記をお考えの方		「相続の登記をするには登記申請書を法務局へ提出する必要があります。」 広島法務局尾道支局 ☎（0848）23-2882 までお問い合わせください。			

※夜間や休日に死亡届出をされた場合は、翌開庁日に戸籍及び住民票の記載をします。戸籍謄本等の証明書は、2～3日後に請求してください。

各種手続きに必要なとなる主な持ち物

亡くなられた後の手続きに必要なとなる主な持ち物をご紹介します。

次の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

ご遺族のもの

- 窓口に来られる方の本人確認書類
 - 写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など
 - 写真付きの証明書がない場合、次の書類から2点
保険証（健康保険、介護保険、後期高齢者医療）、限度額適用認定証、年金手帳、年金証書など
- 預金通帳（相続人代表、喪主）

亡くなられた方のもの

- 年金手帳と年金証書（国民年金加入中の方または年金を受給されていた方）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証
 - 世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証
 - 加入者が亡くなられた場合は、葬祭費の請求ができます。
喪主と葬祭を行ったことがわかる書類（葬祭の領収書、会葬礼状、埋火葬許可書など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 重度障害者医療費受給者証、乳幼児医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 被爆者健康手帳、証書（手当を受給されている場合）
 - 葬祭費の請求ができる場合があります。
喪主と葬祭を行ったことがわかる書類（死亡診断書（死体検案書）の写し、葬祭の領収書、会葬礼状、埋火葬許可書）
- 敬老優待乗車証または障害者優待乗車証
- 敬老優待乗船券または障害者優待乗船券
- その他、三原市から交付された証書類

※手続きの内容によっては、これらの証書類の他に必要な証書類等がございますので、あらかじめご了承ください。